

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

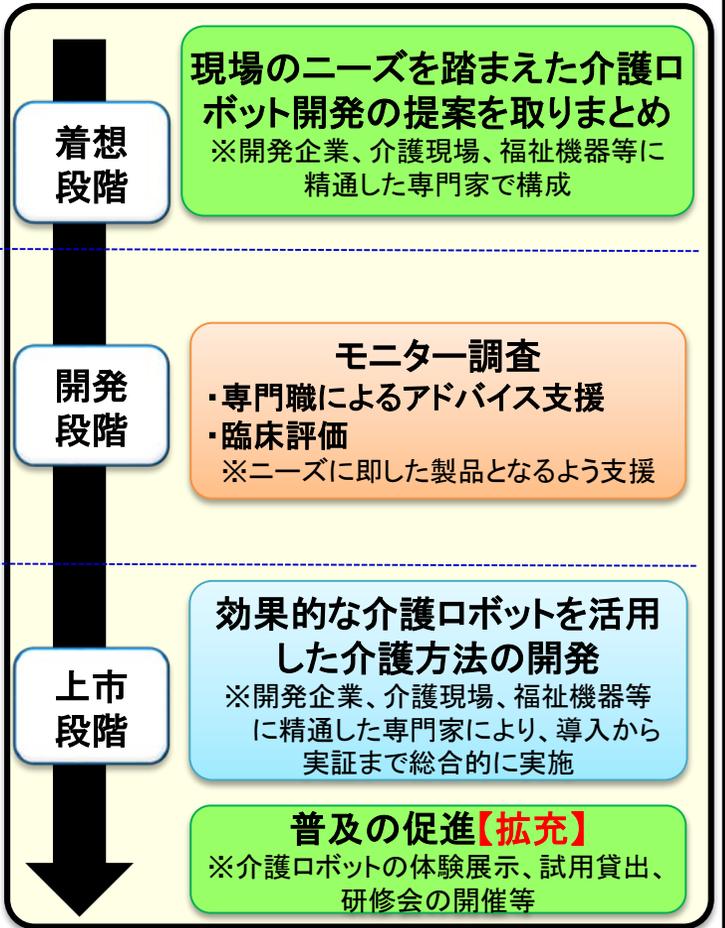
開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。



# 【新】「介護職機能分化等による先駆的生産性向上モデル事業」（仮称）の実施【推進枠】

【通し番号192】

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で介護の支援ニーズの多様化、複雑化に対応するためには、介護分野の生産性向上が不可欠であり、その実現のため介護職員のキャリアに応じた機能分化が必要。
- 関係審議会からも、限られた人材で利用者のニーズに対応していくためには、それぞれの介護職の有する知識・技術を効果的・効率的に活用しつつ、介護職がグループで関わっていくことがますます重要と指摘されている。（「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材専門委員会報告書）
- 骨太の方針2018においても、介護サービスの生産性向上について、「従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手（中略）など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する」とされている。
- これらを踏まえ、平成31年度概算要求においては、介護職の機能分化等によって生産性を向上させるため、実現すべき介護の提供体制や、地域の事業者間・多職種連携による介護業務効率化等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国展開を図る。

## 【事業内容】

介護事業所等において、介護助手等を活用したサービス提供モデルや多職種連携によるチームケアの確立等により、以下のような介護業務の効率化、生産性向上のための先駆的な取組を試行する場合に、当該取組に係るかかり増し費用の助成等を行う。

（事業の例）

- 介護職の能力に応じた業務の類型化、適切な業務分担等によるケアの質の維持・向上、介護職労働時間の変化の検証
- 介護の周辺業務等の専任職員（介護助手等）雇い上げ、業務の切り出し等による機能分化
- 地域の小規模事業者等間のチーム化、機能的統合、人事交流等による連携
- 官民が協力した介護職機能分化等による生産性向上等に対する調査研究 等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体（30事例を想定）

【補助率】 定額補助

【平成31年度要求額】 目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
591,420千円（19,714千円×30力所）

◆我が国では窒息や溺水、転落を始めとする日常生活上の事故等により、14歳以下の子どもが毎年300名ほど死亡しており、子どもの事故を防止する取組が必要

※消費者庁は28年6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を立ち上げ、関係府省庁の司令塔として連携を強化し、取組を推進している。

## ○平成29年度子どもの事故防止調査

- ・保護者及び出産予定夫婦等へのアンケートによる意識調査等
- ・平成30年5月に報告書を公表

## ○徳島県内での子どもの事故防止への取組

- ・県内の0～6歳児の保護者、保育士、幼稚園の先生、医療関係者等に向けた啓発活動
- ・保護者向けチェックリストを用いた乳幼児健診時の啓発活動(県内4市町)

### 29年度の主な成果

- ・平成29年度子どもの事故防止調査の実施。
- ・子どもの事故防止プロジェクトネットワーク会議を3回実施。同会議構成機関による啓発活動の実施。

【「子どもを事故から守る！プロジェクト」  
シンボルキャラクター「アブナイカモ」】



平成30年度は、調査結果を踏まえた啓発活動を実施

# Twitterによる情報発信、子ども安全メール

- 関係府省庁や国民生活センターの取組を含め、子どもの事故防止の取組を情報発信している。

## 「消費者庁 子どもを事故から守る！」公式Twitter

- ✓ 開始：平成29年4月26日～
- ✓ テーマ：「子どもの事故防止に役立つ情報の発信」
- ✓ 対象：子どもの保護者等
- ✓ フォロワー数：約3,800人（平成30年6月時点）



[https://twitter.com/caa\\_kodomo](https://twitter.com/caa_kodomo)

## 子ども安全メール from消費者庁

- ✓ 開始：平成22年9月～
- ✓ 配信日：原則、毎週木曜日
- ✓ テーマ：「子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識の発信」
- ✓ 対象：子どもの保護者等
- ✓ 登録者数：約2万3千人（平成30年6月時点）



<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/index.php>

# 子どもの事故防止ハンドブックの作成と配布

- 「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」を作成し、子どもの事故防止に向けた周知・啓発を行っている。
- 地方公共団体消費者行政部局に事務連絡を発出し、ハンドブックの配布を実施している。

## 子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック(平成29年4月～)

「未就学児に予期せず起こりやすい事故とその予防法、対処法のポイントをまとめたもの」

- ✓ 対象:0歳～6歳の子どもの保護者等
- ✓ ハンドブックの利用について
  - ・消費者庁ホームページに掲載し、ダウンロードして活用
  - ・地方公共団体を中心として、冊子版を約17万部配布(平成30年5月時点)

<子どもの事故防止ハンドブック>

<消費者庁ホームページへの掲載>



▶ 子ども安全メール、SNS

子どもの事故を防ぐための注意  
点など、様々な情報をメールや  
twitterなどで発信しています。

▶ 子どもの事故防止ハンドブック

0歳から6歳までの子どもに、予  
期せず起こりやすい事故とその  
予防法、もしもの時の対処法を  
まとめました。

▶ アプナイカモ

「アプナイカモ」は、本プロ  
ジェクトの顔として、子ども  
たちを不慮の事故から守るた  
め、あらゆるシーンで活躍して  
います。

# 平成30年度「子どもの事故防止週間」

期間：平成30年5月21日（月）～27日（日）

実施主体：子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議

（内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁 事務局：消費者庁）

テーマ：「水の事故」と「幼児用座席付自転車の事故」に気を付けましょう

1. 消費者庁にて記者公表、政府広報による情報発信
2. 関係府省庁のSNS（子どもを事故から守る！ツイッター等）やウェブサイトで発信
3. ポスターを地方公共団体や、関係府省庁に配布
4. 地方公共団体や関係団体への周知 等

地方公共団体での  
周知・啓発

関係団体での  
周知・啓発

各メディアでの報道

子どもの保護者、教育・保育関係者等



31年度概算要求額 0.03億円  
(30年度予算額 0.03億円)

## 事業概要・目的

- 教育・保育施設等（幼稚園、保育所、認定こども園等）における重大事故の発生（再発）防止については、子どもの健やかな育ちの場を確保することや、働くものが安心して子育てができる環境を整備する観点から重要であるため、検討会を開催し、再発防止のための調査・傾向分析、ガイドラインの整備（更新）、自治体などへの助言などを実施する必要がある。

## 事業イメージ・具体例

- 教育・保育施設等事故検討会経費  
教育・保育施設等における事故検討会を開催し、特に、死亡事項等に関する検証委員会報告書について、自治体からのヒアリング等を通じ、更なる事故防止対策について検討を進める。併せて、事故のあった施設等を視察する。また、特に報告件数の多い骨折などの個別の事故について、ワーキングチームにおいて、詳細な分析を行う。
- 事故の発生防止（予防）のための対応  
検討会を実施することにより、ガイドラインの整備（更新）などを行い、その成果物を自治体に送付し、再発防止に努める。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 検討会の開催や再発防止のための調査・傾向分析、自治体などへの助言などを実施することにより、事故の防止に資することができる。

## 乳児用液体ミルクとは

乳児用液体ミルクは、液状の人工乳を容器に密封したものであり、常温で長期保存が可能な製品。現在、日本では流通していないが、海外では一般的に普及している国も存在。

## 特長

授乳時に調乳の手間を省くことができ、粉ミルクに比べ、授乳者の負担軽減等ができるため、次の利点がある。

- 災害によりライフラインが断絶しても、水、燃料等を使わずに授乳できるため、災害時の備えとして活用可能。  
(国内の流通体制が整い、使用方法やリスクに関して十分に理解されることが前提)
- 夜間、共働き世帯で時間が限られるときや母親不在時でも簡便かつ安全に授乳を行うことができる。
- 調乳用のお湯(70℃以上)が不要であり調乳を行わずに済むことから、外出時の所持品が少なくなる。
- 乳児を伴って来日する外国人の利便にも寄与。

## 普及に関する制度の現状等

食品衛生法上、乳及び乳製品等については必要に応じて規格基準を設定(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令等)。

- 平成30年8月8日 乳児用液体ミルクの規格基準を設定。(厚生労働省)
- 平成30年8月8日 乳児用液体ミルクに母乳代替食品としての用に適する旨を表示するための、健康増進法に基づく特別用途食品の許可基準を設定(消費者庁)。

## 今後の取組の方向性

- 各事業者において開発した具体的な製品について、厚生労働省における原材料等の確認・承認手続き及び消費者庁における特別用途食品の表示許可手続きに係る、適切な制度の運用を実施。
- これまでの議論の経過や乳児用液体ミルクの有用性に関する情報を一元的に整理したホームページの作成等製品化の後押しや、地域の防災への活用の推進につながる取組を継続的に実施。

【通し番号197】

## 幼児教育の無償化

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すこととされたことを踏まえ、幼児教育無償化を一気に加速する。

### 幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）

### 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

#### 1. 人づくり革命の実現と拡大

「人づくり革命」では、第一に、**幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。**（後略）

#### (1) 人材への投資

##### ① 幼児教育の無償化

待機児童問題が最優先の課題であることに鑑み、「子育て安心プラン」による受け皿の整備を着実に進めるとともに、「新しい経済政策パッケージ」での**3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額\*を上限）**（後略）

※月額2.57万円

(実施時期)

**2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。**

## 国庫補助限度額（平成30年度）

階層区分	補助単価		
	第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層 生活保護世帯	308,000円 (0円)		
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯等 (年収約270万円未満相当)	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
ひとり親世帯等の特例	308,000円 (0円)		
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯 (年収約360万円未満相当)	187,200円 (10,100円)	247,000円 (5,050円)	308,000円 (0円)
ひとり親世帯等の特例	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
第Ⅳ階層 市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収約680万円未満相当)	62,200円 (20,500円)	185,000円 (10,250円)	308,000円 (0円)
第Ⅴ階層 市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)	0円 (25,700円)	154,000円 (12,850円)	308,000円 (0円)

※ 上記表の（）内の金額は、保護者が実際に負担する月額の見込み。補助限度額は保育料の全国平均単価（308,000円）。

※ 市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな見込み。

※ ひとり親世帯等には、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯等を含む。

※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

### <2019年度概算要求>

事業概要

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。

- このため、
- ①給付型奨学金制度の着実な実施
  - ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
  - ③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

など、大学等奨学金事業の充実を図るとともに、を進める。

#### ①給付型奨学金制度の着実な実施 基金：140億円(35億円増)

#### ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施 無利子奨学金事業費：3,818億円(234億円増)

2018年度から本格的に開始した制度を着実かつ安定的に実施

##### 【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：(国公立・自宅) 月額2万円  
(国公立・自宅外／私立・自宅) 月額3万円  
(私立・自宅外) 月額4万円

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額  
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：41,400人〔うち新規 20,000人〕  
(2018年度：22,800人)

#### ③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備 補助金等：39億円(38億円増)

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		57万8千人(4万4千人増) 〔他被災学生等分1千人〕	76万7千人(9千人増)
事業費		3,818億円(234億円増) 〔他被災学生等分9億円〕	6,777億円(6億円増)
うち 一般会計 復興特会等		政府貸付金(一般会計) 1,092億円 財政融資資金 60億円	財政融資資金 6,684億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2～12万円の1万円単位
貸与 基準	学力	・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有する ③学修意欲がある
	2019年度 採用者 家計	家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合)	
		一定年収(700～1,290万円)以下	一定年収(870～1,670万円)以下
返還期間		卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無利子	
		上限3%(在学中は無利子) (2018年3月貸与終了者)	
		利率見直し 0.01%	利率固定 0.27%

2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けて体制を整備するとともに、大学等の高等教育機関、高等学校、地方公共団体等に対する広報・周知を含む所要の準備を実施。

### 背景・課題

- 諸外国と比べて政治参画や経済参画全般、教育分野でも男女間格差が大きく、ジェンダーギャップ指数は過去最低を更新
- 就労の場等のみならず、学校現場においても、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与えることがあるとの指摘
- 次世代の若者、学校教育段階の子供たちへの働きかけやこれを担う教員の意識改革は国全体で取り組む喫緊の課題

### ジェンダー・ギャップ指数(2017)

経済、教育、保健、政治の各分野について各国の社会進出における男女格差を示す指標  
**日本：114位（過去最低）** / 144か国

出典：世界経済フォーラム（WEF）

### 取組の必要性

- 次世代の若者が、各人の生き方、能力、適性を考え固定的な性別役割分担等にとらわれずに、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うことができるよう促すとともに、情報提供及び基盤整備の充実が必要

#### 第4次男女共同参画基本計画 具体的取組

- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会

- 子供の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育の推進
- 固定的な性別による考え方にとらわれることなく、生徒が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるような指導
- 女子学生等を対象とした人材育成プログラムの開発・実施

### 女性活躍加速のための重点方針2018（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

- 学校教育段階からのキャリア形成に係る学びの充実  
若者が男女共同参画の視点に立って、自らの将来の職業や様々なライフ・イベント、社会において果たす役割等を含めたライフキャリアについて考える機会を充実させるよう、小学校から大学までの各学校教育段階それぞれの発達段階を踏まえ、**学校現場等において活用できる教育プログラムの開発等の取組を推進**する。
- 学校現場等におけるいわゆる「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」への対応  
特に学校現場において、児童生徒等が自身のライフキャリアを固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、**指導的立場にある教員が自身の「無意識の偏見」に気付くためのプログラムを開発できるよう検討**する。

### 事業概要

#### ライフプランニング教育プログラムの開発

高校生・大学生の若者が各人の能力や適性、学びや職業、ライフイベント等を総合的に考え、主体的に将来を選択する能力・態度を身に付ける教育機会を充実するため、学校現場等において活用できる教育プログラムの開発・試行を行う。

※2020年度：プログラムの実証・分析

#### 成果

- ・高校生、大学生を対象としたライフプランニング教育のモデルカリキュラム  
**【2019年度、2020年度】**

#### 男女共同参画の推進に向けた教員研修プログラムの開発

児童生徒等が自身のライフキャリアを固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、これに資する教員研修プログラムを検討する。2019年度においては、国内外・異業種を含む先進的な研修事例等の収集・分析をし、全国の小・中学校、高等学校の実態調査を行う。

※2020年度：学校の実態や先進的な研修事例等を踏まえ、教員研修のモデルプログラムを開発

#### 成果

- ・教員研修プログラムの開発に資する基礎データ・研修事例及び分析結果  
**【2019年度】**
- ・教員研修のモデルプログラム**【2020年度】**